「富岳 NEXT」のための新建屋設計・施工・維持管理事業

募集要項

2026 年 2 月

国立研究開発法人理化学研究所

目次

第 1 章 対象事業の概要等 1
1. 募集要項の公表日 1
2. 契約担当役 1
3. 事業概要等 1
4. スケジュール 4
5. 応募者の備えるべき要件等 5
6. 募集要項等に関する説明会 11
7. 第 1 回競争的対話の実施 12
8. 第 1 回質問受付及び質問回答の公表 13
9. 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付並びに参加資格確認審査 13
10. 参加資格がないと認めた理由の説明請求の受付及び理由の回答 14
11. 第 2 回競争的対話の実施 15
12. 第 2 回質問の受付及び質問回答の公表 15
13. 辞退の受付 16
14. 提案書の受付 16
15. 契約保証金 17
16. 応募の無効 17
17. 優先交渉権者の選定等 18
18. 基本協定書の締結 19
19. SPC の設立等 19
20. 基本契約の締結 19
21. 支払条件等 20
22. 保険 20
23. 苦情申立て 20
24. その他 21
25. 担当部署 21
第 2 章 事業実施に関する事項 22
1. 選定事業者の権利義務等に関する制限 22
2. 理研と選定事業者の責任分担 22
3. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 23
4. 事業実施に関する事項 23
5. その他 24

＜別紙一覧＞

資料番号	資料名称
別紙 1	リスク分担表

はじめに

「「富岳 NEXT」のための新建屋設計・施工・維持管理事業募集要項」は、国立研究開発法人理化学研究所（以下「理研」という。）が、設計業務・施工業務・維持管理業務を一括で本事業を実施する事業者（以下「選定事業者」という。）に発注する Design Build Operate 方式（以下「DBO 方式」という。）により、「「富岳 NEXT」のための新建屋設計・施工・維持管理事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、本事業を実施する事業者を選定するための条件及び手続等を記載したものである。

本事業の公募型プロポーザル方式による手続（以下「本公募手続」という。）については、関係法令に定めるもののほか、本事業に関する本公募手続において配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書及び競争的対話の結果によるものとする。なお、下記（1）～（8）の資料を総称し、以下「募集要項等」という。また、下記に定める基本契約書（案）、設計・施工一括請負契約書（案）及び維持管理業務委託契約書（案）に基づく契約を総称して又は個別に「事業契約（案）」という。

(1) 「「富岳 NEXT」のための新建屋設計・施工・維持管理事業募集要項」
（以下別紙を含めて「募集要項」という。）

(2) 「「富岳 NEXT」のための新建屋設計・施工・維持管理事業要求水準書」
（以下別紙を含めて「要求水準書」という。）

(3) 「「富岳 NEXT」のための新建屋設計・施工・維持管理事業優先交渉権者決定基準」
（以下「優先交渉権者決定基準」という。）

(4) 「「富岳 NEXT」のための新建屋設計・施工・維持管理事業様式集」
（以下「様式集」という。）

(5) 「「富岳 NEXT」のための新建屋設計・施工・維持管理事業基本協定書（案）」
（以下「基本協定書（案）」という。）

(6) 「「富岳 NEXT」のための新建屋設計・施工・維持管理事業基本契約書（案）」
（以下「基本契約書（案）」という。）

(7) 「「富岳 NEXT」のための新建屋設計・施工一括請負契約書（案）」
（以下「設計・施工一括請負契約書（案）」という。）

(8) 「「富岳 NEXT」のための新建屋維持管理業務委託契約書（案）」
（以下「維持管理業務委託契約書（案）」という。）

第 1 章 対象事業の概要等

1. 募集要項の公表日

2026 年 2 月 27 日

2. 契約担当役

国立研究開発法人理化学研究所　経理・調達本部　調達部長　星野　聡

3. 事業概要等

(1) 事業名称

「富岳 NEXT」のための新建屋設計・施工・維持管理事業

(2) 対象敷地の概要

所在地	神戸市中央区港島南町 7 丁目 1 番 1
地積	約 10,153 ㎡
土地管理者	理化学研究所（神戸市より使用貸借）
区域区分	市街化区域
用途地域	準工業地域
指定建ぺい率	60% ※建ぺい率の緩和については「神戸市における角敷地等の扱い」を参照
指定容積率	200%
高さ制限	道路斜線：適用距離 25m、勾配 1.5 隣地斜線：立ち上がり 31m、勾配 2.5
日影規制	対象区域外 ※都市再開発等の用に供する目的で、公有水面埋立法の竣工認可があった埋立地（ポートアイランドの一部、六甲アイランドの一部及び神戸空港島の一部）に該当するため
防火/準防火	建築基準法 22 条区域
高度地区	―
景観計画	望景観形成地域（ビーナステラス／区域①）
地区計画	ポートアイランド南地区地区計画
立地適正化計画	・「駅・主要バス停周辺居住区域」「山麓・郊外住居区域」から除く区域 ・広域型都市機能誘導区域（都市機能誘導区域）【都心】

※上記内容は参考情報であり、詳細は応募者にて確認すること。

(3) 対象敷地の周辺状況

接道	東側 市道 港島 44 号線 現況幅員：18.00m 建築基準法第 43 条 1 項 1 号道路
	西側 市道 港島 45 号線 現況幅員：18.00m 建築基準法第 43 条 1 項 1 号道路
	南側 市道 港島41号線 現況幅員：18.00m 建築基準法第 43 条 1 項 1 号道路
下水道	下水：敷地東側・西側道路より接続 雨水：前面道路の側溝に接続
ハザード	洪水：該当なし 土砂災害：該当なし 高潮：該当なし
測量・地盤調査	測量・地盤調査に関する調査結果は希望者に配布する。希望者は＜様式2＞「配布資料申請書」を提出すること。
埋蔵文化財	該当せず

(4) 事業目的

理研は、スーパーコンピュータ「富岳」の次世代となる新たなフラッグシップシステム（開発コードネーム：「富岳 NEXT」）に関して、2030 年ごろの運転を目指し開発を進めている。今回新たに「富岳 NEXT」のための新建屋（以下「本施設」という。）」を整備することで、理研神戸地区は、先端的な計算基盤が集積する世界的に見ても特色のある研究施設となる。このことにより、目的に応じたさまざまな計算資源を活用した計算科学の推進だけではなく、計算可能領域の拡張などを目指した計算機科学の世界最先端の研究開発と、計算基盤に関する高度な運用技術の開発を行う拠点となることを目指すものである。

(5) 事業の基本方針

本施設の整備・維持管理にあたっては、将来のトレンドや技術革新を見据えるとともに、本施設と「富岳 NEXT」との連携や一体的な運用、省エネルギー化などを考慮し、「富岳 NEXT」の性能が最大限発揮できる環境整備について、特に民間事業者のノウハウ活用を期待するものである。また、日々の技術革新が目覚ましい分野であることを踏まえ、提案時点だけでなく、事業着手後も柔軟な発想を持って理研とともに取り組んでいただける事業者提案についても期待・歓迎したい。

(6) 事業の範囲

選定事業者が行う本事業の主な範囲は以下のとおりである。なお、各業務における具体的な内容については、要求水準書及び事業契約（案）において提示する。

① 統括管理業務

② 設計業務

ア 基本計画作成業務

イ 基本設計業務

ウ 実施設計業務（本事業に必要な調査、各種申請届出、理研が行う国や近隣との調整等への協力を含む。）

エ 調査業務（理研が実施したもの以外で、追加で必要となる調査）

③ 施工業務

ア 造成工事

イ 外構工事

ウ 建築工事

エ 設備工事

④ 工事監理業務

ア 工事監理業務

⑤ 維持管理業務

ア 建築物保守管理業務

イ 建築設備保守管理業務

ウ 什器・備品等保守管理業務

エ 安全衛生管理業務

オ 外構施設維持管理業務

カ その他維持管理に必要な業務

(7) 事業方式

本事業は、理研の所有となる本施設の設計・施工及び維持管理に係る業務を選定事業者が一括して行う DBO 方式を採用する。なお、本事業の実施に必要な土地、建物等については無償で貸与する予定である。

(8) 施設整備費の提案上限価格及び維持管理費の提案参考価格

本事業の施設整備費（設計費（許認可申請費等を含む）・施工費・工事管理費）の提案上限価格は次のとおりとし、これを上回る提案を行った応募者は失格とする。なお、理研は当該上限価格の算出根拠を公表しない。

17,357,752 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

本事業の維持管理費（年間）の提案参考価格は次のとおりとする。なお、理研は当該参考価格の算出根拠を公表しない。

655,225 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4. スケジュール

(1) 事業期間

事業期間は、基本契約締結の日から 2036 年 3 月 31 日までの約 9 年間とする。

(2) 事業スケジュール

本事業のスケジュールは下表のとおりとする。

日　程	内　容
（2026 年） 2 月 27 日	募集要項等の公表
3 月 9 日	募集要項等に関する説明会の実施
3 月 17 日	第 1 回競争的対話参加申込書の受付締切
3 月 23 日・24 日	第 1 回競争的対話の実施
4 月 3 日	第 1 回競争的対話の結果公表 第 1 回質問の受付締切
4 月 22 日	第 1 回質問回答の公表
5 月 13 日	参加表明書、参加資格確認申請書の受付締切
5 月 20 日	参加資格審査・結果通知
5 月 22 日	第2回競争的対話参加申込書の受付締切
5 月 28 日・29 日	第 2 回競争的対話の実施
6 月 12 日	第 2 回競争的対話の結果公表 第 2 回質問の受付締切
7 月 3 日	第 2 回質問回答の公表
8 月 21 日	提案書の受付締切
9 月下旬	提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング
10 月 9 日	優先交渉権者の選定及び結果公表
10 月中旬頃	選定事業者との基本協定締結
12 月下旬頃	選定事業者との基本契約締結
基本契約締結日から本施設の引渡し日（2029 年 12 月期限）まで	本施設の設計・施工・工事監理
本施設の引渡し日から 2036 年 3 月まで	本施設の維持管理
2036 年 3 月	事業完了

(3) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、選定事業者は本事業に係る施設等を要求水準書に示す良好な状態で速やかに理研又は理研が指示する者に引き継ぎを行うものとする。

5. 応募者の備えるべき要件等

(1) 応募者の構成等

① 本事業への応募は、本事業へ応募する単独の事業者又は複数の事業者によって構成されるグループ（以下「応募者」という。）のいずれかで行うこと。応募者を構成する企業（以下「構成企業」という。）の中から応募者の代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めることとし、当該代表企業が理研との調整窓口を担うこととする。構成企業は理研から直接業務を受託するものとする。ただし、SPC（特別目的会社）を組成予定の場合は、SPC に出資かつ、SPC から直接業務を受託する企業を構成企業とする。なお、SPC の組成は必須としない。

② 応募者は応募に当たり、下表にて「必須」とする企業について参加表明書及び参加資格確認申請書の提出時において明らかにすること。協力企業とは、構成企業から直接業務を受託する又は請け負うことを予定している者とする。下表にて「任意」とする企業は、参加表明書及び参加資格確認申請書の提出時において記載は任意とする。

<table>
<tr><th colspan="2">業務</th><th>構成企業</th><th>協力企業</th></tr>
<tr><td rowspan="4">設計業務</td><td>意匠</td><td>必須</td><td>任意</td></tr>
<tr><td>構造</td><td colspan="2">いずれか必須</td></tr>
<tr><td>電気設備</td><td colspan="2">いずれか必須</td></tr>
<tr><td>機械設備</td><td colspan="2">いずれか必須</td></tr>
<tr><td rowspan="3">施工業務</td><td>建築</td><td>必須</td><td>任意</td></tr>
<tr><td>電気設備</td><td>必須</td><td>必須（※1）</td></tr>
<tr><td>機械設備</td><td>必須</td><td>必須（※1）</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事監理業務</td><td>必須</td><td>任意</td></tr>
<tr><td colspan="2">維持管理業務</td><td>必須</td><td>任意</td></tr>
</table>

※1 建築工事の役割を担う構成企業と電気設備・機械設備工事の役割を担う構成企業が同一の場合、かつ、電気設備・機械設備工事を請け負う企業を応募者に入れる場合、協力企業として記載を必須とする。

③ 設計、施工、工事監理及び維持管理業務一式を同一企業で実施することも認める。それぞれの業務の責任者は別の者を充てるものとするが、設計業務と工事監理業務は、管理技術者の兼務を認める。

(2) 応募者の参加要件

応募者のうち構成企業は、以下の要件を満たすこと。

① 国立研究開発法人理化学研究所契約事務取扱細則第 5 条の規定に該当しない者であること。

② 理研又は文部科学省における一般競争参加資格、国の一般競争参加資格（全省庁統一資格）のいずれかの認定を受けていること。なお、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律

第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に理研又は文部科学省における一般競争参加資格、国の一般競争参加資格（全省庁統一資格）の再確認を受けていること。

③　「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第87号）により、なお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社の整理開始の申立てがなされていない者又は整理開始を命ぜられていない者、「旧破産法」（大正 11 年法律第71号）又は「破産法」（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

④　参加表明書及び参加資格確認申請書の提出期限の日から優先交渉権者の決定が公表されるまでの期間に、近畿地区において理研の工事請負契約に係る指名停止及び理研の物品購入等契約に係る取引停止を受けていないこと。

⑤　理研が本事業に関連する業務を発注した以下の企業及びこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。

- 株式会社日本総合研究所
- 株式会社ドーコン
- 合同会社 デロイト トーマツ
- デロイト トーマツ ＰＲＳ株式会社

なお、「資本関係若しくは人的関係において関連がある者」とは、次の規定に該当する者をいう。以下同じ。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ｱ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ｲ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

※ 子会社の定義は、会社法（平成17年法律第86号）の定義を適用する。

イ　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、下記(ｲ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ｱ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ｲ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他応募の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合

⑥　「「富岳 NEXT」のための新建屋設計・施工・維持管理事業に係る審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。応募者（(1)①に示す応募者をいう。）又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者が、本事業の優先交渉権者

選定公表までの間において、審査委員会の委員への接触や他の応募者への謀議などにより、審査に影響を及ぼすおそれのある不正若しくは悪質な行為を行ったと審査委員会が判断した場合には、当該応募者は本事業への応募資格を失う。

⑦　最近1年間の国税（法人税、消費税及び地方消費税）を滞納していない者。

⑧　構成企業のいずれかが、他の応募者の構成企業となっていないこと。
また、構成企のいずれかと資本関係若しくは人的関係において関連がある者が他の応募者の構成企業になっていないこと。

⑨　役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者でないこと。

⑩　暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

⑪　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者でないこと。

⑫　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者でないこと。

⑬　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

(3) 応募者の資格等要件

応募者のうち設計、施工、工事監理及び維持管理の各業務に当たる構成企業は、それぞれ以下の要件を満たすこと。複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとする。但し、設計業務の構造、電気設備、機械設備を担当する者は、構成企業又は協力企業のいずれかが下記の要件を満たすこと。

①　設計に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　理研又は文部科学省の一般競争参加資格において 2025・2026 年度設計・コンサルティング業務に係る参加資格の認定を受けていること。

イ　「建築士法」（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

ウ　本施設の設計を行う企業のうちいずれか1社は、(ｱ)又は(ｲ)のいずれかの要件を満たすこと。

(ｱ) 募集要項等の公表日から起算して過去15年間に、合計計画電力20MW以上のデータセンターの建屋の設計実績を有していること。

(ｲ) 募集要項等の公表日から起算して過去 15 年間に、延べ面積 5,000 ㎡以上のデータセンターの建屋の設計実績を有していること。

エ　本施設の設計を行う者は、以下の要件を満たす担当者を配置すること。

(ｱ) 募集要項等の公表日から起算して過去 15 年間にデータセンター建屋の設計実績（計画電力量及び建物規模は問わない）を有する管理技術者を 1 名以上配置すること。管理技術者とは、技術上の管理及び総括を行う者を意味する。なお、管理技術者は設計業務の意匠を担当する構成企業から配置すること。

(ｲ) 管理技術者に加え、主任担当技術者（意匠、構造、電気設備及び機械設備）を配置すること。主任担当技術者とは管理技術者の下で各分野の技術者を総括する者を意味する。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げない。

(ｳ) 管理技術者及び主任担当技術者について、意匠及び構造を担当する者は一級建築士とすること。

(ｴ) 電気設備及び機械設備を担当する者は一級建築士又は建築設備士とすること。

(ｵ) 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出時点において記載を求める管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ1名とすること。ただし、提出時点において、管理技術者及び各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても要件を満たしていなければならない。

② 施工に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア 以下の(ｱ)から(ｳ)の工種区分の工事を実施する者は、理研又は文部科学省の一般競争参加資格において 2025・2026 年度における参加資格の認定をそれぞれが工事を実施する工種区分で受けていること。その際に算定した客観点数が以下の点以上であること。なお、複数の要件を満たす者は要件を満たす複数の工種区分の工事を実施することができるものとする。また、同一工種の工事を複数の者で実施する場合には実施する者全てがそれぞれの要件を満たすこと。

(ｱ) 建築工事 1,190 点

(ｲ) 電気設備工事 950 点

(ｳ) 機械設備工事 950 点

イ 提案内容に対応する「建設業法」（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種につき許可を有してから営業年数が 5 年以上ある者であること。ただし、相当の建設実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有してからの営業年数が 5 年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。

ウ 本施設の施工を行う企業のうちいずれか1社は、(ｱ)又は(ｲ)のいずれかの要件を満たすこと。

(ｱ) 募集要項等の公表日から起算して過去15年間に、合計計画電力20MW以上のデータセンターの建屋の建設実績を有していること。

(ｲ) 募集要項等の公表日から起算して過去 15 年間に、床面積 5,000 ㎡以上のデータセンターの建屋の建設実績を有していること。

エ 本施設の施工を行う者は、以下の要件を満たす担当者を配置すること。

(ｱ) 募集要項等の公表日から起算して過去 15 年間に竣工したデータセンター建屋の建設実績を有する監理技術者又は主任技術者を 1 名以上配置すること。

(ｲ) 以下に示す基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。ただし、参加表明書及び参加資格確認申請書の提出時点において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す資格を有していなければならない。

a　建築工事

ⅰ 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

ⅱ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

・ 募集要項等の公表日から起算して過去10年間に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者

・ 募集要項等の公表日から起算して過去10年間に監理技術者講習を受けた者であって、指定講習受講修了証を有する者

b　電気設備工事

ⅰ 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（「技術士法」（昭和 58 年 4 月 27 日法律第 25 号。）による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子部門」又は「建設部門」に係るものとする者に限る。）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

ⅱ監理技術者にあっては､上記建築工事と同じ。

c　機械設備工事

ⅰ 一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（「技術士法」（昭和 58 年 4 月 27 日法律第 25 号）による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」､「熱工学」､「上下水道部門」又は「衛生工学部門」に係るものとする者に限る。）に合格した者)､「技術士法施行規則の一部を改正する省令」（平成 15 年 8 月 18 日文部科学省令第 36 号）による改正前の技術士（「技術士法」による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房

及び冷凍機械」とする者ものに限る。)、水道部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」、「水道部門」又は「衛生工学部門」に係るものとする者ものに限る。）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

ⅱ監理技術者にあっては、上記建築工事と同じ。

③　工事監理に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　理研又は文部科学省の一般競争参加資格において 2025・2026 年度設計・コンサルティング業務に係る参加資格の認定を受けていること。

イ　「建築士法」（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

ウ　本施設の工事監理を行う企業のうちいずれか 1 社は、(ｱ)又は(ｲ)のいずれかの要件を満たすこと。

(ｱ) 募集要項等の公表日から起算して過去 15 年間に、合計計画電力 20MW 以上のデータセンターの建屋の工事監理実績を有していること。

(ｲ) 募集要項等の公表日から起算して過去 15 年間に、床面積 5,000 ㎡以上のデータセンターの建屋の工事監理実績を有していること。

エ　本施設の工事監理を行う者は、以下の要件を満たす担当者を配置すること。

(ｱ) 募集要項等の公表日から起算して過去 15 年間にデータセンター建屋の工事監理業務の実績を有する管理技術者を 1 名以上配置すること。

(ｲ) 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出時点において記載を求める管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ 1 名である。ただし、提出時点において、管理技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても要件を有していなければならない。

④　維持管理に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　全省庁統一資格又は理研において 2026 年度に「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣの等級に格付けされている者であること。

イ　本施設の維持管理を行う企業のうちいずれか 1 社は(ｱ)・(ｲ)、いずれかの要件を満たすこと。下記「維持管理業務の実績」は、建屋及び設備の保守管理業務等を想定する。

(ｱ) 募集要項等の公表日から起算して過去 15 年間に、合計計画電力 20MW 以上の建屋の維持管理業務の実績を有していること。

(ｲ) 募集要項等の公表日から起算して過去 15 年間に、床面積 5,000 ㎡以上のデータセンターの建屋の維持管理業務の実績を有していること。

ウ　本施設の維持管理を行う者は、以下の要件を満たす担当者を配置すること。下記「維持管理業務の実績」は、建屋及び設備の保守管理業務等を想定する。

(ｱ) 募集要項等の公表日から起算して過去 15 年間にデータセンター、ネットワー

クセンター、研究施設いずれかの建屋の維持管理業務の実績を有する担当者を1名以上配置すること。

(4) 応募資格の確認等

① 参加資格確認基準日は、参加表明書の受付締切日とする。

② 参加資格の確認後は、応募者の構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情（合併、倒産等）が生じ、応募者の構成企業を、提案書の提出期限の日までに変更（構成企業の削除及び追加又は予定業務の変更を含む。）しようとする者にあっては、理研と事前協議を行い理研の承諾を得るとともに、変更後において前記(1)から(3)に示す参加資格を満たすことが確認できる場合に限り、構成企業の変更をすることができる。なお、この場合においては、速やかに、＜様式 18＞「応募者の構成企業並びに協力企業の変更届」を理研に提出すること。

③ 参加資格の確認後も、協力企業は理研と協議を行い、理研の承諾を得ることにより追加・変更（協力企業の削除及び追加又は予定業務の変更を含む。）することができる。なお、この場合においては、速やかに、＜様式 18＞「応募者の構成企業並びに協力企業の変更届」を理研に提出すること。

6. 募集要項等に関する説明会

理研は募集要項等の公表後、本事業に対する民間事業者の参加促進に向け、募集要項等に関する説明会を開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について理研の考え方を提示する。募集要項等に関する説明会は、次の要領で行う。

(1) 開催日時及び場所

① 開催日時

2026年3月9日（月）14時から15時

② 開催場所

理研神戸地区内及びオンライン

(2) 参加申込方法

① 申込要領

説明会への参加希望者は、＜様式1＞「募集要項等説明会参加申込書」に必要事項を記入し2026年3月5日（木）12時までに、電子メールにより以下 ②提出先まで提出すること。

② 提出先

電子メール： dbo-chotatsu@ml.riken.jp

(3) 当日連絡先

説明会当日にやむを得ない事情により緊急で理研へ連絡する場合、以下連絡先を使用すること。

理化学研究所 経理・調達本部 調達部 神戸調達課

電話：078-306-3084

(4) 注意事項

説明会への参加者は以下の点に注意すること。

- 説明会資料を配布しないため、必要に応じて理研ホームページから各自ダウンロードすること。
- 説明会では原則として質問を受け付けない。

7. 第 1 回競争的対話の実施

応募者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する理解を深め、理研の意図と民間事業者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、提案締切までの期間に 2 回、対面又はオンライン方式による対話の場を設けることを予定している。競争的対話の実施に当たっては、各応募希望者から事前に提出された＜様式 6＞「競争的対話を希望する議題」等について、個別対面等により対話を行うものとする。

なお、競争的対話の内容については、対話参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、対話参加者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、理研ホームページにおいて公表する。

(1) 受付期間

2026 年 3 月 4 日（水）から 2026 年 3 月 17 日（火）12 時まで

(2) 申込方法

競争的対話を希望する応募者は、＜様式 5＞「競争的対話参加申込書」を記入の上、提出のこと。申込書は電子ファイル（Microsoft Word 2024 に対応した形式とする。）とし、当該電子ファイルを添付した電子メールにて提出のこと。

なお、回答を受ける担当者の会社、部署、氏名、電話及びＦＡＸ番号、メールアドレスを必ず記載すること。

併せて、競争的対話において確認したい議題について、＜様式 6＞「競争的対話を希望する議題」に簡潔にまとめ、提出すること。

(3) 提出先

電子メール： dbo-chotatsu@ml.riken.jp

(4) 実施日時

2026 年 3 月 23 日（月）又は 24 日（火）

(5) 参加者

応募者が複数の事業者によって構成されるグループの場合は構成企業及び協力企業が同時に参加することとし、個別に参加することは認めない。なお、応募者が複数の事業者によって構成される応募グループの場合は代表企業として申請した構成員が申し込むこととする。

(6) 実施方法の通知

競争的対話の実施日時及び会場、参加者人数の上限等の具体的な実施方法については、参加申込の状況に応じて理研が決定する。申込期限後、参加申込のあった企業の担当者に通知する。

(7) 実施結果の公表

第 1 回競争的対話の実施結果は、参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、参加者の権利、

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、2026年4月3日（金）までに理研ホームページにて公表する。

8. 第1回質問受付及び質問回答の公表

理研は、民間事業者からの第1回目の質問の受付及び質問回答の公表を次の要領で実施する。

(1) 受付期間

2026年3月23日（月）から2026年4月3日（金）12時まで

(2) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、＜様式 4＞「質問書」に記入の上、＜様式 3＞「質問書提出届」とともに提出すること。

質問書提出届及び質問書は電子ファイル（質問書提出届は代表者が押印したものをPDF形式にしたもの、質問書はMicrosoft Word 2024に対応した形式とする。）とし、当該電子ファイルを添付した電子メールにて提出のこと。

なお、回答を受ける担当者の部署、氏名、電話及びＦＡＸ番号、メールアドレスを必ず記載すること。

(3) 提出先

電子メール： dbo-chotatsu@ml.riken.jp

(4) 回答

質問回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、2026年4月22日（水）までに理研ホームページにおいて公表する。

9. 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付並びに参加資格確認審査

(1) 参加表明書及び参加資格確認申請書受付日時及び場所

① 受付日時

2026年5月1日（金）から2026年5月13日（水）12時まで

② 提出先

本事業の担当部署

③ 提出書類

様式集「第2章 提出書類の作成要領」に従い作成すること。

(2) 参加表明書及び参加資格確認申請書申請方法等

① 応募者は、応募者が備えるべき参加資格に関する要件（5(1)から(3)の要件）を満たすことを証するため、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し、理研から参加資格の有無について確認を受けなければならない。

② 参加表明書及び参加資格確認申請書は、＜様式7＞「参加表明書」から＜様式17＞「応募者の構成企業並びに協力企業の納税に関する書類」に必要事項を記載のうえ、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出するものとする。な

お、持参する場合は9（1）①に示す日時のうち、土日祝日を除く平日の10時から12時の間及び13時から16時の間（ただし、最終日は10時から12時の間のみ）に持参すること。また、郵送で提出する場合は、5月13日（水）12時までに必着のこと。

③　提出期限の日までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない応募者並びに参加資格がないと認められた応募者は、本事業の応募に参加することができない。

(3) 参加資格確認審査

①　参加資格の確認審査は、応募者が備えるべき参加資格に関する要件（5(1)から(3)の要件）を満たしているかどうかの確認審査を行う。1 項目でも当該要件を満たしていない場合は欠格（参加資格がない）とする。

②　また、参加資格があると認められた応募者であっても、応募企業及び構成員並びに協力企業のいずれかが、提案書の提出時点において 5(2)及び(3)に示す要件を一つでも満たさない場合には、参加資格がない者に該当するので、当該応募者の提案書の提出は認められない。

(4) 参加資格確認審査の結果の通知

参加資格確認審査の結果の通知は、参加資格の確認の申請を行った者に対して、書面により 2026 年 5 月 20 日（水）までに理研から通知を発送する。なお、欠格（参加資格がない）とした場合は、その理由についても付記するものとする。

(5) 参加資格確認申請書の取扱い等

①　参加資格確認申請書の取扱い

ア　理研は、提出された参加資格確認申請書を参加資格確認審査以外に応募者に無断で使用しない。

イ　提出された参加資格確認申請書は返却しない。

ウ　提出された参加資格確認申請書の変更、差し替え及び再提出は、原則として認めない。なお、理研が例外的に提出された参加資格確認申請書の変更、差し替え及び再提出を指示した場合であっても、参加資格確認申請書の提出期限の日以降の変更、差し替え及び再提出は認めない。

②　理研からの提示資料の取扱い

理研からの提示資料は、本事業の応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

③　費用負担

参加資格申請書提出に関し必要な費用は、全て応募者の負担とする。

10. 参加資格がないと認めた理由の説明請求の受付及び理由の回答

参加資格がないと認めた理由の説明請求の受付及び理由の回答を以下の要領で実施する。

(1) 請求受付日時及び場所

①　受付日時

2026 年 5 月 21 日（木）から 2026 年 5 月 27 日（水）12 時まで

②　提出先

本事業の担当部署

(2) 請求提出方法

参加資格確認審査の結果、参加資格がないと認められた応募者は、理研に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（A4 版、様式は自由）により説明を請求することができる。当該書面は、持参により提出するものとし、郵送又は電送での受付は行わない。なお、10（1）①に示す日時のうち、土日祝日を除く平日の 10 時から 12 時の間、及び 13 時から 16 時の間（ただし、最終日は 10 時から 12 時の間のみ）に持参すること。

(3) 参加資格がないと認められた理由の回答

理研は、参加資格がないと認めた理由の説明を請求されたときは、2026 年 6 月 3 日（水）までに、当該説明を請求した者に対して書面により回答する。

11. 第 2 回競争的対話の実施

(1) 申込期限

2026 年 5 月 22 日（金）12 時まで

(2) 申込方法

7(2)に同じ

(3) 提出先

7(3)に同じ

(4) 実施日時

2026 年 5 月 28 日（木）又は 29 日（金）

(5) 参加者

第 2 回競争的対話の参加者は、参加資格の確認を受けた応募者及び協力企業に限る。応募者が複数の事業者によって構成されるグループの場合は構成企業及び協力企業が同時に参加することとし、個別に参加することは認めない。なお、応募者が複数の事業者によって構成される場合は代表企業が申し込むこととする。

(6) 実施方法の通知

競争的対話の実施日時・会場、参加者人数の上限等の具体的な実施方法については、参加申込の状況に応じて理研が決定する。申込期限後、参加申込のあった企業の担当者に通知する。

(7) 実施結果の公表

第 2 回競争的対話の実施結果は、参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、2026 年 6 月 12 日（金）までに理研ホームページにて公表する。

12. 第 2 回質問の受付及び質問回答の公表

理研は、民間事業者からの第 2 回目質問の受付及び質問回答の公表を次の要領で実施する。

(1) 受付期間

2026 年 6 月 5 日（金）から 2026 年 6 月 12 日（金）12 時まで

(2) 提出方法

8(2)に同じ

(3) 提出先

8(3)に同じ

(4) 回答

質問回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、2026 年 7 月 3 日（金）までに理研ホームページに公表する。

13. 辞退の受付

参加資格の確認を受けた者は、応募の完了に至るまでは、いつでも応募を辞退することができる。応募辞退の受付を以下の要領で実施する。

(1) 辞退受付日時及び場所

① 受付日時

2026 年 5 月 21 日（木）から 2026 年 8 月 21 日（金）12 時まで

② 提出先

本事業の担当部署

(2) 辞退提出方法

参加資格があると認められた応募者が辞退する場合は、＜様式 19＞「辞退届」に必要事項を記載のうえ、当該電子ファイルを添付した電子メール又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、又は持参により提出するものとする。郵送で提出する場合は、8 月 21 日（金）12 時までに必着のこと。 なお、持参する場合は、13（1）①に示す日時のうち、土日祝日を除く平日の 10 時から 12 時の間、及び 13 時から 16 時の間（ただし、最終日は 10 時から 12 時の間のみ）に持参すること。

14. 提案書の受付

提案書の受付を以下の要領で実施する。

(1) 提案書受付日時及び場所

① 受付日時

2026 年 8 月 17 日（月）から 2026 年 8 月 21 日（金）12 時まで

② 提出先

本事業の担当部署

③ 提出書類

様式集「第 2 章 提出書類の作成要領」に従い作成すること。

(2) 提案書提出方法

① 参加資格があると認められた応募者は、提案書を＜様式 20＞から＜様式 40＞に基づいて作成のうえ、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。なお、持参する場合は 14（1）①に示す日時のうち、土日祝日を除く平日の

10 時から 12 時の間、及び 13 時から 16 時の間（ただし、最終日は 10 時から 12 時の間のみ）に持参すること。また、郵送で提出する場合は、8 月 21 日（金）12 時までに必着のこと。

② 応募者は、一つの提案しか行うことはできない。

(3) 提案書の取扱い

① 著作権

本事業に関する提案書の著作権は応募者に帰属する。ただし、本事業において公表及びその他理研が必要と認める場合には、理研は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案書については、審査講評の公表以外には応募者に無断で使用しない。なお、提出を受けた書類等は返却しない。

② 特許権等

提案書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

③ 提案書の変更等の禁止

提案書の変更、差し替え又は再提出は認めない。

(4) 提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング（予定）

理研又は審査委員会が必要と判断した場合は、提案書に関するヒアリングを以下の要領で実施する。

① 開催日時

2026 年 9 月下旬

② 開催場所

理研東京地区内

③ その他

ヒアリングを行う場合の開催日時、開催場所及び準備書面等の詳細について、事前に、理研から応募者へ通知する。

15. 契約保証金

契約保証金については、事業契約（案）を参照すること。

16. 応募の無効

以下のいずれかに該当する応募は無効とし、無効の応募を行った応募者を優先交渉権者とした場合は、当該決定を取り消すものとする。

なお、理研により競争参加資格があると認められた応募者であっても、提案書提出時に指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置を受けている応募者等や「5. 応募者の備えるべき条件等」に示す参加資格に関する要件を満たさない応募者は、参加資格のない者に該当する。

(1) 本募集要項に示した参加資格のない者のした応募
(2) 委任状を持参しない代理人のした応募
(3) 参加資格確認申請書に記載された応募者の代表企業以外の者のした応募
(4) 参加資格確認申請書、その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした応募
(5) 記名押印を欠く応募
(6) 価格提案書において金額の記載を欠き、又は記載を訂正したものや不明確な応募
(7) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である応募
(8) 明らかに連合によると認められる応募
(9) 同一事項の応募について他の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の応募
(10) その他募集要項において示した条件等に違反した応募
(11) 所定の日時及び場所に提出されない応募

17. 優先交渉権者の選定等

本事業の応募は、事業者が理研の定める事業参画に必要な資格を有しており、かつ、提案内容が、理研が要求する性能要件を満たすことを前提として、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービス提供を求めるものである。そのため、理研は、事業者に幅広い能力・ノウハウ・実績等を活かした業務提供を期待している。これらの特徴に鑑み、本事業では、提案価格及び提案内容を評価し、最も優れた提案を行った応募者（以下「最優秀提案者」という。）を決定し、最優秀提案者を優先交渉権者として選定する公募型プロポーザル方式により行う。

審査結果は、優先交渉権者の選定後、速やかに応募者に書面にて通知するものとし、電話やメール等による問い合わせには応じない。また審査結果は理研のホームページにおいて公表する。

(1) 審査委員会の設置

理研が設置した外部の有識者及び理研の職員で構成する審査委員会は、優先交渉権者決定基準を審議・決定するとともに、応募者から提出された提案書の審査を行い、最優秀提案者を選定する。なお、審査委員会は以下の 7 名の委員で構成され、審議内容は原則非公開とする。募集要項等の公表後、優先交渉権者の選定及び結果公表までの間において、審査委員会の委員への接触や他の応募者への謀議などにより、審査に影響を及ぼすおそれのある不正若しくは悪質な行為を行ったと審査委員会が判断した場合には、当該応募者は本事業への参加資格を失う。

役割	氏名	所属・職名
委員長	難波　悠	東洋大学大学院経済学研究科　教授
委員	塙　　敏博	東京大学情報基盤センター　　教授
	宍戸　隆志	さくらインターネット株式会社　執行役員

	黒川　原佳	理化学研究所　副理事　兼　情報統合本部本部長室室長
	庄司　文由	理化学研究所計算科学研究センター　運用技術部門部門長
	田﨑　嘉之	理化学研究所　施設部部長
	永井　雅規	理化学研究所　理事

(2) 提案内容審査の方法

提案内容審査は、応募者から提出された提案書について、審査委員会が優先交渉権者決定基準に基づいて行うものとする。これら審査の結果を受けて、審査委員会は最優秀提案者を決定し、理研は当該最優秀提案者を優先交渉権者として決定する。

(3) 提案内容審査の評価項目等

提案内容審査の評価項目等は優先交渉権者決定基準において提示する。

18. 基本協定書の締結

優先交渉権者は、募集要項等及び提案書に基づき理研と基本協定書を締結する。基本協定書の締結により、優先交渉権者を選定事業者とする。

19. SPC の設立等

応募者は、本事業に係る審査の結果、優先交渉権者として決定した場合には、本事業を実施する株式会社として SPC を設立することができる。SPC を設立する場合、構成企業は、当該会社に対して出資かつ、SPC から直接業務を受託するものとする。また、その出資比率の合計は 100%とする。

すべての出資者は、基本契約が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、理研の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

20. 基本契約の締結

(1) 選定事業者は、2026 年 12 月下旬を目途に、理研を相手方として、基本契約書（案）に基づき、基本契約書を締結しなければならない。ただし、理研の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。基本契約書において、選定事業者が遂行すべき各業務に関する業務内容、金額、支払方法等を定める。

(2) 基本契約書の締結にあたっては、軽微な事項を除き、優先交渉権者の提案価格及び募集要項等に示した契約内容について変更できないことに留意すること。

(3) 選定事業者が基本契約書を締結しない場合には、理研は違約金として提案書等に基づき基本契約の契約金額となるべき金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 5 に相当する金額を請求することがある。

(4) 基本契約書の締結に係る選定事業者の弁護士費用、印紙代等は、選定事業者の負担とする。

21. 支払条件等

理研の事業者に対する支払は、設計・施工一括請負契約額及び維持管理業務委託契約額からなる。（以下総称して「契約額」という。）なお、理研の事業者に対する支払は、一定の条件に基づいて改定を行うものとする。詳しくは、設計・施工一括請負契約書（案）及び維持管理業務委託契約書（案）を参照すること。

22. 保険

(1) 施工期間中に係る保険

選定事業者は、施工保険及び第三者賠償責任保険に加入し、その保険料を負担するものとする。なお、保険の付保にあたり、次の事項を遵守するものとする。

① 選定事業者又は受託者（施工に当たる者）は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく理研に提示するものとする。

② 選定事業者又は受託者（施工に当たる者）は理研の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができないものとする。

③ 選定事業者又は受託者（施工に当たる者）は業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担するものとする。

(2) 維持管理期間中に係る保険

選定事業者は、維持管理業務を実施する期間において、維持管理業務に係る第三者賠償責任保険に加入し、その保険料を負担するものとする。なお、保険の付保にあたり、次の事項を遵守するものとする。

① 選定事業者又は受託者（維持管理に当たる者）は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく理研に提示するものとする。

② 選定事業者又は受託者（維持管理に当たる者）は理研の承認なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができないものとする。

③ 選定事業者又は受託者（維持管理に当たる者）は業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担するものとする。

(3) その他の保険

上記(1)(2)以外の保険を付保することを条件とはしないが、選定事業者が事業の安全性に資するために自ら提案した保険は、必ず付保すること。

23. 苦情申立て

本事業における競争参加資格の確認及びその他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成 7 年 12 月 14 日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室政府調達苦情検討委員会事務局電話 03-6257-1537（直通））に対して苦情を申立てることができる。

24. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 応募者は、本件募集要項を熟読し、遵守すること。

(3) 参加資格確認申請書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。

(4) 選定事業者は、参加資格確認申請書に記載した配置予定の技術者を当該事業の現場に配置すること。

(5) 本募集要項に基づく優先交渉者の選定及び契約締結は、当該案件に係る予算が確保できることを条件とする。なお、本公表内容は予定であり、予算確保の成否などの事情を勘案し、理由の説明なく、変更・中止することがあり得る。

25. 担当部署

住所 兵庫県神戸市中央区港島南町 2-2-3

部署 経理・調達本部 調達部 神戸調達課

電子メール：dbo-chotatsu@ml.riken.jp

第 2 章 事業実施に関する事項

1. 選定事業者の権利義務等に関する制限

(1) 選定事業者の基本契約上の地位の譲渡等

理研の事前の承諾がある場合を除き、選定事業者は基本契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

(2) 債権の譲渡

選定事業者が、理研に対して有する本事業の各業務の提供に係る債権は、理研の承諾がなければ譲渡することができない。

(3) 債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が、理研に対して有する本事業の各業務の提供に係る債権に対する質権の設定及びこの担保提供は、理研の承諾がなければ行うことができない。

2. 理研と選定事業者の責任分担

理研と選定事業者の責任分担の基本的考え方及び予想されるリスクと責任分担は、下記のとおりとする。

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本事業の本施設整備業務及び本施設維持管理業務の各業務の責任は、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、理研が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、理研が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

理研と選定事業者の責任分担は、別紙 1 リスク分担表によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。リスク分担の程度や具体の内容については、事業契約（案）に示すが、事業契約（案）に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

3. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置は想定していない。ただし、今後選定事業者が本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、理研は可能な範囲で必要な協力を行う。

(2) 財政上及び金融上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する財政上の措置は想定していない。ただし、今後選定事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、理研は可能な範囲で必要な協力を行う。

4. 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

選定事業者は、事業契約及び提案書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

(2) 事業期間中の選定事業者と理研の関わり

① 本事業は、選定事業者の責任において実施される。また、理研は基本契約書に定められた方法により、事業実施状況の確認を行う。

② 理研は、原則として選定事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて理研と各業務に当たる者との間で直接連絡調整等を行う場合がある。この場合において理研は、理研と各業務に当たる者との間で直接連絡調整等を行った事項について選定事業者に報告する。

③ 事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、理研と選定事業者は誠意をもって協議する。

(3) 業務内容

① 業務内容

本事業の各業務については、基本契約書（案）及び要求水準書による。

② 業務の委託

選定事業者は、上記①に示した業務を、あらかじめ理研の承諾を得たうえで、第三者に委託することができる。

(4) 理研による監視（モニタリング）

理研は、選定事業者が定められた業務を確実に実施し、基本契約書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、選定事業者の財務状況を把握するための監視を行う。なお、維持管理業務について、基本契約書に規定した要求水準を達成していないと認められる場合、理研は、当該業務に係る支払額の減額措置等を行う。詳細は、基本契約書（案）を参照すること。

(5) 土地の使用等

本事業において選定事業者が業務を実施する施設に係る敷地は、神戸市の所有地を理研が使用貸借している土地である。 理研は選定事業者が本事業の各業務を供するにあたり必要な範囲を選定事業者に無償で貸与する。

5. その他

(1) 事業の終了

理研は、本施設等が事業者の責めに帰すことができない災害等により使用が困難と判断した場合、あるいはその他の事由により本施設等を維持・継続できないと判断した場合は、維持管理業務の提供を終了させることができる。

(2) 情報の提供

募集要項に定めることのほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合は、理研のホームページに掲載する。

(3) 基本契約に違反した場合等の取扱い

基本契約締結後、契約に違反し、又は優先交渉権者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは応募等、理研の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長 2 年間、理研が実施する応募への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

(4) 本事業に必要と想定される根拠法令等

要求水準書を参照すること。

（参 考）

国立研究開発法人理化学研究所 契約事務取扱細則（抜粋）

（一般競争参加者の制限）

第 5 条 契約担当役等は、一般競争に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

2 契約担当役等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造若しくは役務の提供を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 優先交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(6) その他、研究所に不正な行為をしたとき。

(7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

3 契約担当役等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

別紙１ リスク分担表

(1) 基本的な考え方

理研と事業者のリスク分担は、本資料及び事業契約（案）等によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行う。リスク分担の程度や具体的な内容について、事業契約（案）に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担	
			理研	事業者
共通	募集要項等の変更リスク	募集要項等の誤り及び内容の変更	○	
	応募費用リスク	応募費用に関するもの		○
	契約締結リスク	理研の責めに帰すべき事由により契約ができない場合	○	
		事業者の責めに帰すべき事由により契約ができない場合		○
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の新設・変更等	○	
		上記以外の法令の新設・変更等		○
	債務不履行リスク	理研の債務不履行によるもの	○	
		事業者の債務不履行、事業放棄、又は破綻によるもの		○
	税制度変更リスク	事業者の利益に関わる税制度の新設・変更等		○
		上記以外のもの	○	
	許認可リスク	理研が実施する許認可取得の未取得・遅延に関するもの	○	
		事業者が実施する許認可取得の未取得・遅延に関するもの		○
	近隣対応リスク	本事業の実施に起因する訴訟、反対運動等による計画遅延、条件変更、稼働停止、又は費用増大等	○	
		上記以外の周辺住民等の対応		○
	第三者賠償リスク	事業者の責めに帰すべき事由による第三者に与えた損害の賠償		○
		上記以外のもの	○	
	環境保全リスク	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等による周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合等		○
	物価変動リスク	物価変動による費用の増大（通常想定される範囲内の物価変動）		○
		物価変動による費用の増大（通常想定される範囲外の著しい物価変動）	○	
	資金調達リスク	事業の実施に必要な資金調達に関するもの	○	
	不可抗力リスク	天災等大規模な災害及び暴動等予測できない事態の発生による損害（一定の範囲内の損害）		○
		天災等大規模な災害及び暴動等予測できない事態の発生による損害（一定の範囲を超える損害）	○	
	事故の発生リスク	施設整備段階、維持管理段階において発生する事故に関する臨機の措置		○
	性能リスク	要求水準の未達		○
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	用地瑕疵リスク	理研が事前に公表した資料により予見可能なもの		○
		上記資料で予見不可能なもの	○	

設計段階	調査リスク	理研が実施した調査部分に関するもの	○	
		事業者が実施した調査部分に関するもの		○
	設計変更リスク	理研の指示、提示条件の不備、変更に起因する設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備、変更に起因する設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
施工段階	工事変更リスク	理研の指示、提示条件の不備又は変更に起因する工事変更による費用の増大に関するもの	○	
		事業者に起因する工事変更による費用の増大に関するもの		○
	工事監理リスク	工事監理の不備によるもの		○
	完工リスク	理研の指示、提示条件の不備又は変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		事業者に起因する工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
維持管理段階	施設瑕疵リスク	事業期間中における施設瑕疵に関するもの		○
	維持管理費増大リスク	理研の指示、提示条件の不備又は変更による維持管理費の増大	○	
		事業者に起因する維持管理費の増大		○
	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○